○国土交通省告示第三百五十九号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第五十七条第六号及び別表第六備考2の規定に基づき、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則別表第六備考2の国土交通大臣が別に定める基準を定める告示及び登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年四月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則別表第六備考2の国土交通大臣が別に定める基準を定める告示及び登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示

第一条　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則別表第六備考2の国土交通大臣が別に定める基準を定める告示（平成六年運輸省告示第三十九号）の一部を次のように改正する。

表実習の期間の項中「一年六月以上」を「一年三月以上」に改め、同表実習の水域の項中「遠洋区域（近海区域を除く。）又は甲区域」を「出港地又は寄港地から二千海里以遠の水域」に改める。

第二条　登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示（平成十六年国土交通省告示第百六十六号）の一部を次のように改正する。

別表第五㈠の表練習船の大きさ等の項中「遠洋区域」を「近海区域若しくは遠洋区域」に、「甲区域内において従事する」を「乙区域若しくは甲区域内において従業する」に改め、同表実習の期間の項中「一年六月以上」を「一年三月以上」に、「甲区域内」を「乙区域又は甲区域内」に改め、同表実習の水域の項中「遠洋区域（近海区域を除く。）又は甲区域」を「出港地又は寄港地から二千海里以遠の水域」に改める。

附　則

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第三百六十号

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の十四第二項の規定に基づき、指定試験機関から名称の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十五年四月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　変更前の指定試験機関の名称　財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会

二　変更後の指定試験機関の名称　一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会

三　変更年月日　平成二十五年四月一日

○国土交通省告示第三百六十一号

小型船舶操縦士試験機関に関する省令（昭和四十九年運輸省令第四号）第九条の二の規定に基づき、小型船舶操縦士試験機関が特定試験事務を行う事務所の管轄区域の告示の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年四月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

小型船舶操縦士試験機関が特定試験事務を行う事務所の管轄区域の告示の一部を改正する告示

小型船舶操縦士試験機関が特定試験事務を行う事務所の管轄区域の告示（平成十九年国土交通省告示第千六百九十四号）の一部を次のように改正する。

表名称の欄中「財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会」を「一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会」に改める。

○国土交通省告示第三百六十二号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条第二項第三号の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第四百十一号（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第三号の水域を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

第十号中「社団法人日本モーターボート選手会」を「公益社団法人日本モーターボート選手会」に改め、第十一号中「財団法人日本モーターボート競走会「やまと競艇学校」内」を「一般財団法人日本モーターボート競走会「やまと学校」内」に改める。

○観光庁告示第四号

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第八条第一項の規定に基づき、情報提供促進措置を講ずべき区間を次のとおり指定したので、同条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

平成二十五年四月一日

観光庁長官　井手　憲文

公共交通事業者等が情報提供促進措置を講ずべき区間

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律第八条第一項の規定に基づき、情報提供促進措置を講ずべき区間は、次の各号に定める区間とする。

一　鉄道及び軌道　次の表の起点の欄に掲げる駅又は停留場と終点の欄に掲げる駅又は停留所とを結ぶ区間

起点	終点	主たる経過地	路線名	公共交通事業者等
新千歳空港	札幌	千歳　白石	千歳線　函館線	北海道旅客鉄道株式会社
札幌	旭川		函館線	北海道旅客鉄道株式会社
札幌	小樽	南小樽	函館線	北海道旅客鉄道株式会社
札幌	函館	洞爺	函館線　室蘭線	北海道旅客鉄道株式会社
札幌	釧路	南千歳　帯広	石勝線　根室本線	北海道旅客鉄道株式会社
麻生	真駒内		南北線	札幌市
宮の沢	新さっぽろ		東西線	札幌市
栄町	福住		東豊線	札幌市
函館	青森	五稜郭　木古内	函館線　江差線　海峡線　津軽線	北海道旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社
青森	弘前		奥羽線	東日本旅客鉄道株式会社
弘前	十二湖	川部	奥羽線　五能線	東日本旅客鉄道株式会社
一関	平泉		東北線	東日本旅客鉄道株式会社
富沢	泉中央		南北線	仙台市
仙台	松島海岸		仙石線	東日本旅客鉄道株式会社
仙台空港	仙台	名取	仙台空港線　東北線	仙台空港鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社
郡山	会津若松		磐越西線	東日本旅客鉄道株式会社
秋田	十二湖	東能代	奥羽線　五能線	東日本旅客鉄道株式会社
成田空港	東京　横浜	成田　佐倉	成田線　総武線　東海道線	東日本旅客鉄道株式会社
成田空港	京成上野		京成本線　成田空港線	京成電鉄株式会社
羽田空港第2ビル	モノレール浜松町		東京モノレール羽田空港線	東京モノレール株式会社